

意見書

公務員の分限免職における考慮事項と比例原則

一東京地裁平成18年（行ウ）第478号平成21年6月11日民事36部
判決（原告＝被処分者増田都子）について一

東京高等裁判所第2民事部 御中

2010年5月26日

控訴人の依頼により、上記の判決に含まれる法律問題について私見をご報告
します。

東京都八王子市東中野742-1

中央大学総合政策学部

神戸大学名誉教授

中央大学総合政策学部教授

東京大学法学博士

弁護士 阿部 泰隆

阿部泰隆 

目次

- 一 本意見書の趣旨

- 二 公務員に対する処分における行政裁量と司法審査の範囲・基準に関する一般論
 - 1 判例の動向
 - (1) はじめに
 - (2) 公務員関係の判例の理解
 - (3) 分限免職長束小学校校長事件最判
 - 2 公務員の処分に対する司法審査の考え方

- 三 本件事案の分析
 - 1 ①第1次減給処分について
 - 2 ②第2次減給処分について
 - 3 ③第3次懲戒（戒告）処分について
 - (1) 懲戒処分と原判決
 - (2) 背景事情の検討
 - 4 ④平成16年9月1日付研修命令処分と研修期間中における原告の言動の公正な評価
 - (1) ④の研修命令の必要性への疑問
 - (2) 研修内容の評価
 - (3) 研修を必要とするのは誰か
 - (4) 研修内容，録音禁止，所長の違法行為
 - (5) 研修の人権侵害の実態
 - (6) 支援者集会での生徒の保護者名記載の資料配付
 - (7) 特定個人を批判した資料の配付と教育公務員の資質

- (8) 歴史認識を変えさせようとの思想改造研修
- (9) 録音禁止は違法な研修の自認
- (10) 研修担当者に対する木っ端役人などの発言の評価
- (11) 「自己と異なる主張への攻撃」？

5 本件分限免職処分の違法性

- (1) 原判決の判断基準の当否
- (2) 分限免職処分に至った事由
- (3) 処分の理由，公正中立な教育公務員の自覚の欠如？
- (4) 自己の見解の正当性に固執？
- (5) 簡単に矯正することのできない資質？
- (6) 長年の実績の軽い評価
- (7) 先行処分の評価
- (8) 政治的圧力の考慮除外
- (9) 録音・抗議は正当
- (10) 比例原則上の問題

まとめ 原判決の本件分限免職処分に対する判断の当否

添付資料

阿部泰隆（意見書提出者）について

本文

一 本意見書の趣旨

本意見書は、東京地裁平成18年（行ウ）第478号平成21年6月11日民事36部判決について検討する。この事件は目下東京高裁に係属しているところから、この判決を以下原判決という。これは東京都の教育委員会が教員（被処分者増田都子、原告、控訴人、以下、原告として統一する）に対して行った戒告処分、研修命令、分限免職処分に対して提起された抗告訴訟、国家賠償訴訟の請求を棄却したものである。その主たる論点は、そもそも原告の行為が処分事由に該当するか、処分の裁量権が濫用されていないかにあるので、以下、この点に絞って、私見を述べることとする。結論的に言えば、この分限免職処分は、手が汚れた処分権者の一方的な見方でなされたもので、公平中立的に、原告の発言だけではなく、それに至った事情や処分権者側の汚れた行動を考慮して判断すれば、この処分は考慮すべき重要なことを考慮していない違法があるし、いかにも重すぎると思量する。

二 公務員に対する処分における行政裁量と司法審査の範囲・基準に関する一般論

1 判例の動向

(1) はじめに

行政裁量の有無、範囲、その司法審査の基準は、行政法学でも判例でも、最も重要な課題であるが、なかなか明確な基準はできていない。行訴法30条は単に裁量権の濫用・逸脱があれば違法であるとしているだけで、何が裁量権の逸脱・濫用であるかを何ら示していない。これでは、判例は、個別の案件に個々に対応することになり、必ずしも一貫した、適切な判断を得られるとは限らない。そこで、できるだけ合理的な一般的な基準を作る必要がある。学説上は、裁判におけるそのような指針を求めて長年努力が積み重ねられてきているし、行訴法の次なる改正においては、その30条をいかに改正するかにもたくさんの議論がある。

判例は、必ずしも一貫しておらず、単に裁量濫用と述べたり、社会観念上著しく不合理と述べたりするものも多いが、考慮すべきことを考慮せず、考慮すべきでないことを考慮したら、違法であるとするものも多い。むしろ、これが判例の主流となってきた。この点では拙著『行政法解釈学Ⅰ』361～405頁でまとめたので、添付する（添付資料1）。特に考慮すべきことを考慮せず、考慮すべきでないことを考慮したことを違法とする判例として、日光太郎杉東京高裁昭和48年7月3日判決（拙著382頁）のみならず、小田急訴訟最判平成18年11月2日（拙著384頁）、学校施設の使用許可に関する最判平成18年2月7日（拙著387頁）、海岸の占用許可に関する最判平成18年12月7日（拙著389頁）、エホバの証人事件に関する最判平成8年3月8日（拙著373頁）、次に述べる長東小学校校長事件最判昭和48年9月14日（拙著380頁）などを挙げよう。

そして、本件は公務員に対する処分であるので、これについて考えると、これには懲戒処分と分限処分がある。その裁量の有無は、処分事由に該当するか、該当するとして、処分をするかどうか、どの処分を選択するか、その他、手続、目的などについて論じられる。

そして、懲戒事由である「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」（国家公務員法82条1項、地方公務員法29条1項）等、分限処分事由である「勤務実績が良くない場合」「その（官）職に必要な適格性を欠く場合」（国家公務員法78条、地方公務員法28条）等は、裁判所が全面審査する法的な概念である。裁量は、この要件を満たした場合に処分をするかどうかにある。処分をするとして、どの処分（懲戒処分なら、免職、停職、減給、戒告、分限処分なら免職、降任）をするかについては、比例原則の問題がある。

そして、比例原則は、国家権力が過大であってはならないとの一般的な憲法原理に基づき、広く妥当している。これはもともとドイツの警察法から出発したが、今は、行政法上の法の一般原則となっている。これにつき最近須藤陽子『比例原則の現代的意義と機能』（法律文化社）が出版されたが、ここでそれに言及する余裕はない。

(2) 公務員関係の判例の理解

問題となるのは、公務員関係とか学校関係である。この領域はもともと特別権力関係とされて、法律に基づくことなく命令強制ができるとして、行政側の広い裁量権が承認されてきた。これについて法律が整備されたあとでも、行政に広い裁量を認める判例があった。それが懲戒免職処分に関する神戸税関事件最判（昭和52・12・20民集31巻7号1101頁）である。しかし、この判例は非論理的であるばかりではなく、判例上も維持されていないと評価すべきである。

添付した筆者の教科書（『行政法解釈学I』372～373頁では次のように述べている。

最高裁神戸税関判決は、公務員の「懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか、を決定することができるものと考えられるのであるが、その判断は、右のような広範な事情を総合的に考慮してされるものである以上、平素から庁内の事情に通曉し、部下職員の指揮監督の衝にあたる者の裁量に任せるのでなければ、とうてい適切な結果を期待することができない……。それ故、公務員につき、国公法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきである。もとより、右の裁量は、恣意にわたることを得ないものであることは当然であるが、懲戒権者が右の裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないものというべきである。したがって、裁判所が右の処分の適否を審査するにあたっては、懲戒権者と同一の立場に立つて懲戒処分をすべきであつたかどうか又はいかなる処分を選択すべきであつたかについて判断し、その結果と懲戒処分とを比較してその軽重を論ずべきものではなく、懲戒権者の裁量権の行使に基

づく処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合に限
り違法であると判断すべきものである。」としている。学生の退学処分についても
最高裁（最判昭和29・7・30民集8巻7号1501頁）は同様の判示をしてい
る。

これはいわば裁量濫用審理型と称すべき考え方であるが、不適當である。「懲戒
処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか、
を決定」するのは懲戒権者であるが、「平素から庁内の事情に通曉し、部下職員の
指揮監督の衝にあたる者の裁量に任せるのでなければ、とうてい適切な結果を期待
することができない」とするのは、論理の飛躍である。懲戒権者の判断過程が「懲
戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほ
か、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分
が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を」合理的に考慮しているのか
を審査するのは、懲戒権者ではなく、第三者である裁判所にも十分に可能である。
司法機関は、懲戒権者ではないのであるから、「懲戒権者と同一の立場に立つて懲
戒処分をすべきであったかどうか又はいかなる処分を選択すべきであったかにつ
いて判断し、その結果と懲戒処分とを比較してその軽重を論ずべきものではなく」
ということは当然のことであるが、そのことから「懲戒権者の裁量権の行使に基づ
く処分が社会観念上著しく妥当を欠き、裁量権を濫用したと認められる場合に限
り違法であると判断すべきものである。」という結論しか導かれないと考えるのも論
理が飛躍している。

また、同じく懲戒処分でも、民事労働判例は比例原則審理型を取っている。公務
員について裁量濫用審理型を取るべき違いは判然としない（拙著『行政裁量と行政
救済』202～216頁。添付資料2）。

この判例は、行訴法30条に従ったようにみえるが、このように論理的に正しく
ないので、行訴法30条のもとでも、さらに進めた司法審査が求められるのである。

さらに、判例でも、神戸税関判決のように任命権者に甘いものではなく、学力テ
スト反対行動を理由として中学校教員に対して懲戒免職処分をもつて臨んだこと

は過酷に失し、裁量権の範囲をこえたとして、比例原則的な発想で取り消した例もある（山口学テ事件，最判昭和59・12・18労働判例443号23頁，判例自治11号45頁）。

また，エホバの証人事件の判例（最判平成8・3・8民集50巻3号469頁，行政判例百選第5版160頁）は，信教を理由に剣道の実技に参加しない学生の退学処分で，神戸税関判決の一般論を用いつつ，学生に与える不利益の大きさに照らし慎重な配慮が必要であり，代替的方法を考慮しなかったという，考慮すべき事項を考慮しなかったものとして，違法とした。

したがって，この神戸税関判決には理論的に賛成できない上，それは近年の判例には影響力を及ぼすことのない過去の遺物になっているというべきである。

最近の最高裁判例でも，軽微な飲酒運転に対して懲戒免職をもって臨むのは重すぎるとして，取り消している（添付資料3）

しかし，他方，「懲戒権者と同一の立場に立って懲戒処分をすべきであつたかどうか又はいかなる処分を選択すべきであつたかについて判断し，その結果と懲戒処分とを比較してその軽重を論ずべきものではなく」というこの判決の説示は，裁判所が，処分庁のような気持ちになって，原告の行為を評価してはならないという趣旨とも取ることができる。そのような理解に立てば，正当である。処分庁は，人事権者として公正に判断するとは限らず，むしろ原告と対立して，公正な判断ができなくなっていることも少なくないと感じられるからである。

（3） 分限免職長束小学校校長事件最判

他方，分限免職処分についてリーディングケースとなっているのは，長束小学校校長降任事件最判（昭和48・9・14民集27巻8号925頁—以下，「長束小事件判決」という。）である。これは，以下のとおり，分限処分における任免権者の裁量権の範囲と基準を示している。

① 考慮事項の適正な考慮 「地方公務員法28条所定の分限制度は，公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から同条に定めるような処分権限を任免権者に認めるとともに，他方，公務員の身分保障の見地からその処分権限を

発動しうる場合を限定したものである。分限制度の上記のような趣旨・目的に照らし、かつ、同条に掲げる処分事由が原告の行動、態度、性格、状態等に関する一定の評価を内容として定められていることを考慮するときは、同条に基づく分限処分については、任免権者にある程度の裁量権は認められるけれども、もとよりその純然たる自由裁量に委ねられているものではなく、分限制度の上記目的と関係のない目的や動機に基づいて分限処分をすることが許されないのはもちろん、処分事由の有無の判断についても恣意にわたることを許されず、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断するとか、また、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度を超えた不当なものであるときは、裁量権の行使を誤った違法のものであることを免れないというべきである。そして、任免権者の分限処分が、このような違法性を有するかどうかは、同法8条8項にいう法律問題として裁判所の審判に服すべきものである」。

ここに特に考慮事項という視点があることに注意すべきである。

② 適格性 また、同判決は、地方公務員法28条1項3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、「当該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に起因してその職務の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解されるが、この意味における適格性の有無は、当該職員の外部にあらわれた行動、態度に徴してこれを判断するほかない。その場合、個々の行為、態度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきことはもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連づけてこれを評価すべく、更に当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する必要がある、これら諸般の要素を総合的に検討した上、当該職に要求される一般的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならないのである。」として「適格性判断の基準・判断要素」を示している。

③ 比例原則 更に、同判決は、分限処分が「降任」と「免職」のいずれかであるかにつき、その判断基準に差異を設け、「等しく適格性の有無の判断であっ

ても、分限処分が降任である場合と免職である場合とでは、前者がその職員が現に就いている特定の職についての適格性であるのに対し、後者の場合は、現に就いている職に限らず、転職の可能な他の職をも含めてこれら全ての職についての適格性である点において適格性の内容要素に相違があるのみならず、その結果においても、降任の場合は単に下位の職に降るにとどまるのに対し、免職の場合には公務員としての地位を失うという重大な結果になる点において大きな差異があることを考えれば、免職の場合における適格性の有無の判断については、特に厳密、慎重であることが要求される」として、「免職処分の場合における適格性の判断を特に厳密、慎重にすべき」との基準を示している。

このように、この長東小学校校長事件判決は、分限免職において考慮すべき事項、「その職に必要な適格性を欠く場合」の意味、比例原則について、先例となる重要な判断を示している。筆者としても、上記長塚小事件判決の比例原則の考え方に賛成したことがある（添付資料4）。

こうして、今日では、前記の神戸税関判決は過去のものとして、公務員の分限免職についても、考慮事項の審査、比例原則の適用があると考えらるべきである。

2 公務員の処分に対する司法審査の考え方

考慮事項審査は、前記のように、公務員に限らず、むしろ判例の一般的な方法となっている。さらに、比例原則とは、被処分者の違法行為なり処分事由該当行為と処分との間の均衡を審査するものである。したがって、まずは被処分者の処分事由該当行為を適切に評価しなければならない。その際には、その行為を断片的に切り出して評価してはならず、そのような行為が行われるに至った事情を適切に評価しなければならない。これは要件事実に該当しない単なる「事情」ではなく、要件事実該当性と処分との間の均衡の評価のために不可欠なことである。

特に、処分者側が、汚れた手で対応していないかどうか、十分に考慮されるべきである。処分者側が違法行為をして、被処分者の些細な違法をことさらに取り上げる場合に、処分者側は何ら責任を問われず、原告だけが責任を問われるとすれば、

「官の違法だけは許し、私人の違法は許さない」との官権国家になる。しかも、その官は権力を行使しているのです、些細な私人の違法とは比較にならない巨悪であるから、私人の違法は見逃しても、官の違法だけは許してはならないのである。実際には、官の違法は別だとして、問うことなく、私人の違法だけをとという例が多いが、それは到底許すべきものではないというのが私見である。これは新規の理論に見えるが、これまでも、クリーンハンドの原則など、法の根底にある正義公平の原則に基づいて、認められてきたことである。これも、前掲拙著82～89頁（添付資料5）に記載した。

たとえば、警察官が取り調べの際に暴力をふるったので、被疑者が馬鹿、権力の犬などの罵詈雑言を吐いたとしよう。後者だけを取り上げて、侮辱だ、名誉毀損だとすべきであろうか。このような発言があった状況を理解すれば、私人の侮辱程度はまだ重大な被害を及ぼさないが、権力の行使において暴力がふるわれては、われわれは安心して生活できない。違法な権力を先に取り締まるべきである。

なお、官の違法は別に問うべきだなどといっても、それは現実には機能していないので、そのような議論はまやかしかである。このことも、裁量審査における考慮すべき事情と位置づけるべきである。

他方、処分の方も、教育公務員の場合、免職処分を受ければ、教師としての人生を否定され、生活を破壊される重大なものであるから、処分庁の裁量に任せず、特に慎重・厳密に判断すべきである。このことも前記の長塚小学校長事件最判が明言するところである。

以下、この観点から、原判決の判旨を検討する。

三 本件事案の分析

本件分限免職は、本件分限免職処分の処分説明書（原判決32頁に添付）によれば、原告である原告が、その過去3回にわたる懲戒処分歴及び、当該懲戒処分に至る言動、研修命令と当該研修中の言動等を主要な理由としてなされたものである。処分に至る経緯は原判決3頁に記載されている。

そこで、まず、原告の懲戒処分歴・研修処分歴及び、これらの処分に至る言動につき分析し、これらの裁量濫用、これらの処分と研修中の言動のマイナス評価を前提とする本件分限免職処分の裁量濫用を明らかにする。

1 ①第1次減給処分について

原告が最初の減給10分の1、1ヶ月の懲戒処分を受けたのは、平成10年11月である。その理由は、原判決3頁が争いない事実として認定したところによれば、次の通りである。平成9年6月、原告が、当時勤務していた足立区立第16中学校の社会科の授業において、生徒の母親が同中学校長等に対し、原告の授業のやり方は一方的であり偏りがあるとの苦情を伝えたことに関し、原告が、同年7月の社会科の授業で生徒らに配布したプリント中に、「あなた達の親の1人が教育委員会に密告（若者スラングで言う『チクリ』）電話や密告ファックスを送るというクレーイ情熱やエネルギーには敬意を覚えます」「親の自分の『思想』が、教師の『憲法に忠実な思想』と合わないからと、教師の教育内容に介入しようなど笑止千万な、あまりにも『アサハカな思い上がり』」と言うべきです。」との記載のあるプリントを上記の母親の子が在席するクラスの社会科の授業において、生徒に配布した。また、原告は、同校長から、生徒に配布する印刷物は管理職の許可を得るようにとの職務命令を受けたが、同年9月5日、社会科の授業で使用する予定の県名に関するプリントを同校長の机の上に置いた後、社会科の授業をこのプリントを生徒に配布した。

この点に関し考察すると、保護者の一方的な非難に対してであれ、礼儀正しく、客観的中立に反論したのではなく、前述の如き（アンダーライン部分）表現を有する内容のプリントを中学校生徒に配布する行為は、いささか表現が適切ではなかったものであり、思慮に欠ける点があったとはいえる。

しかし、原判決は原告が上記の表現をするに至った事情を考慮していない。原告が、社会科の沖縄県に関する授業において米軍基地問題を取り上げること自体には何ら問題はなく（むしろ、取り上げないことこそが問題から目をそらす偏向

教育である)、原告が、米軍基地の存置に対し批判的な資料を用い、或いは、批判的な見解を述べたとしても、国内にいくらでもある見解であって、直ちに「反米偏向教育」との誹りを受けるいわれはないであろう。保護者の方の「苦情」こそが「一方的で偏りがある」というべきである。

したがって、原告のこの対応は、ごく一部の保護者の不適切かつ一方的な「反米偏向教育」批判に対してなされたものであるから、はっきり言ってドッチもドッチである。しかも、保護者を批判した点でも、名指しではなく、保護者の氏名を隠してなされたものであるから、それなりの配慮がなされている。

前記の事実の末尾に記載した、校長の許可なく印刷物を配布した点では、県名に関する資料の配付さえ校長の許可を要するようでは、専門職である教員の裁量は全く無視される。このようなものに関する許可制は無効であり、これを根拠として処分することは許されないというべきである。

このように考えると、一方的で偏った攻撃をしている保護者の方をさておいて、このような一度だけの不適切な表現を理由に処分するとすれば、戒告処分でも重すぎ、校長から今後注意するようにと口頭注意をすれば済むのが普通であろう。原告を減給1ヶ月の懲戒処分に処することはいささか行きすぎであると評価すべきである。

なお、この1ヶ月の減給処分取消訴訟において、処分の適法性を認める判決がすでに確定しているということである。そこで、一事不再理効及び既判力の観点よりしても、本件では、減給1ヶ月懲戒処分の適法性を前提として審理することに違法があるとは言えないとの見解もあるだろう(原判決28頁参照)。しかし、本件は、この減給1ヶ月の懲戒処分の取消訴訟なりその違法を理由とする国家賠償訴訟ではなく、①の処分を単なるいわば前科として考慮しているだけであるから、先にその判決が確定していることを絶対の前提とするべきではない。ここでは別の評価も可能なのである。

2 ②第2次減給処分について

②原告の第2回目の減給10分の1、1ヶ月の懲戒処分は、原告主張と原判決の認定によれば次の理由によりなされた。平成11年3月、原告は、前記生徒の母親による原告に対する損害賠償請求訴訟に関し、当該訴訟の進行状況等を報告する文書を、足立第16中学校の印刷機を使用して印刷し、同校のPTA会員名簿及び同校の封筒を用い、同校の全保護者の自宅に対し、「足立第16中学校 増田都子」名義で送付した。その文書には、前記母親（保護者）の実名が挙げられ、保護者の「『虚言』人格、暴露さる！」、「恥知らずな虚偽事実を捏造造した」「ウソつき人格が暴露され」、保護者は「全く証拠がないと思いこんで、好き勝手、デタラメを裁判所提出の準備書面においても、全国雑誌『正論』においても、また口頭でも臆面もなく発表し」「東京地裁法廷において」「その『虚言』を弄んで恥じない人格を露呈した」等の記載があった。処分はこの文言・表現があったことを理由として、同年7月発令されたものである。

この点については、原告が主張するように、当時、原告について、前記保護者のみならず、一部の新聞メディアや都議会議員、右翼団体等が、「偏向教師」として取り上げ、新聞記事や著作、街頭街宣活動において、原告が非難・誹謗中傷され、名誉を毀損されていた事実があり、原告が足立第16中学校全保護者に対して訴訟資料等を送付したのは、原告自身の主張や見解・弁明を全保護者らに伝え、保護者らとの信頼関係を回復する趣旨で行われたものであることを勘案すべきである。このような職務上の事件では、普通の役所なら、公務員が違法行為をしようとする組織を挙げて守ろうとする（組織の腐敗、組織防衛）ところ、原告は、組織から何ら守って貰えるどころか、逆に非難される立場にあった。このように保護者だけではなく、多数の内部・外部の圧力にさらされていた孤立無援の教師の執りうる手段は限られているものであるから、これまた、教師の方だけ一方的に非難することは、それこそ「偏向」しているのである。また、前記保護者による原告に対する損害賠償請求訴訟は、原告の「公務」（国家賠償法上の公権力の行使）に関するものであって、判例上、個人の対外的な国家賠償責任はなく、直ちに請求棄却されるべきものであった（最判昭和30・4・19民集9巻5号534頁、最判昭和53・10・

20民集32巻7号1367頁)が、それにも拘わらず、わざわざ訴訟の場に引き出されることになった原告の気の毒な立場も理解しなければならない。

しかし、教育公務員として、自らが保護者との間で被告となった訴訟の資料等、それも、原告である保護者につき「虚言性格暴露さる」等の文言・表現を用いた文書等を自らが勤務する中学校のPTA会員名簿や封筒を用いて全保護者宛に送付する行為は、いささか適切とはいえないと考える。これは①の行為よりも重大な非行といえることができる。ただ、前記の事情を総合考慮すると、減給1ヶ月の懲戒処分は、やはりいささか重く、戒告処分相当ではないかと思われる。

なお、②の第2回目の減給1ヶ月の懲戒処分取消訴訟棄却判決が既に確定していることについても、前記と同様である。

3 ③第3次懲戒(戒告)処分について

(1) 懲戒処分と原判決

原告は、③現場復帰後の平成16年8月30日、3回目の懲戒処分として、戒告処分を受けた(原判決6頁)。

③戒告処分は、原判決の認定(5~6頁)によれば、原告が、社会科の授業の中で、同年3月1日に行われた韓国のノ・ムヒョン大統領の演説を資料として取り上げ、生徒達に「ノ・ムヒョン大統領への手紙」と題する作文を書かせ、その作文の抜粋を集めたプリントに、原告自身の「ノ・ムヒョン大統領への手紙」として文章を掲載し、生徒に授業で配布したが、原告自身の文章の中で、古賀俊昭都議会議員と扶桑社という出版社につき、「歴史偽造主義者」、「歴史偽造で有名な」、「国際的に恥を晒すことでしかない歴史観」旨の表現があったことが、「特定個人等を誹謗する不適切な教材」を配布し、信用失墜行為(地公法33条)に当たるとする理由で発令されたものであった。

原判決21頁は次のようにこの処分を適法とする。

「国際的に恥を晒すことでしかない歴史認識を得々として嬉々として鼓舞している」「歴史偽造主義者達」「侵略の正当化教科書として歴史偽造で有名な扶桑社

の歴史教科書」との記載が含まれている。これらの表現は、ことさらに特定の個人及び法人を取り上げて、客観性なく決めつけて、稚拙な表現で揶揄するものであり、特定の者を誹謗するものであることは明らかである。

中学校は、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とし（・・・当時の学校教育法35条）、公正な判断力を養うことが目標の一つとして掲げられている（同法36条3項）。そして、原告は、生徒らに学校や教師を選択する余地の乏しい公立の普通義務教育において、教育を行う立場にある。原告が教育する対象である中学校の生徒らは、未発達の段階にあり、批判能力を十分備えていないため、教師の影響力が大きいことを考慮すれば、公正な判断力を養うという上記目標のためには、授業が公正、中立に行われることが強く要請されるのであり、原告が、教師という立場で、特定の者を誹謗する記載のある本件資料を授業の教材として作成、配布することは、公正、中立に行われるべき公教育への信頼を直接損なうものであり、教育公務員としての職の信用を傷つけるとともに、その職全体の不名誉となる行為に当たるし、全体の奉仕者たるにふさわしくない、非行であるといわなければならない。

原告は、歴史を歪曲、偽造しようとする公人や教科書出版社の存在を生徒に知らせることは、社会科教師の責務であり、正当な行為であると主張する。しかし、本件資料の上記表現は、原告の見解を客観的に教えるというものではなく、自分と反対の見解を持つ者を教師の立場において誹謗するものであり、上記判断のとおり、そのことに対して信用失墜と評価されているのであるから、誹謗の対象者を論じる上記の原告の主張を採用する余地はない。

以上によれば、原告の本件資料の作成、配布行為は、地方公務員法33条に違反する。

要するに、原判決は、原告が、批判能力を十分に備えていない中学生に対して、特定の者を誹謗する資料を配付したことが、公正中立に行われるべき公教育への信頼を損ない、信用失墜行為に当たるというものである。

(2) 背景事情の検討

たしかに、原告のした表現は、「揶揄」、からかいと言うべきもので、いささか不適切ではある。しかし、処分をするに当たっては、その表現だけを断片的にとらえるのではなく、その背景や周辺事情を考慮すべきである。

そこで検討すると、この古賀俊昭都議会議員は、東京都議会において、「日本は一体どこを、いつ侵略したのか……聞いてみたい……」等、日本による朝鮮・中国・アジア諸国の侵略戦争を否定する発言をしていた。また、扶桑社は、原告の指摘するように、当時、「日本によるアジア諸国の侵略」という歴史認識は「自虐史観であって、日本はアジアの解放のための戦争をしたという自由主義史観によるべき」旨の歴史認識を基底とする「新しい歴史教科書」の編集・出版を行い、学界や巷間で物議を醸していた。

しかし、一般的には扶桑社のアジア解放歴史観は採用されていない。古賀議員や扶桑社の見解の方が歴史を歪めているとの見解が一般的である。したがって、原告の見解は、誤っているものではなく、それに基づいて教育することは当然に許されるものである。

もっとも、原判決は、単に「揶揄」的表現を問題としたもので、原告の「社会科教諭」としての「適格性」の問題として、「(原告の主張する)日本がアジア諸国に対して侵略行為を行ったとする歴史認識」が歴史的眞実に即した正しいものか否かを問題としたものではないとの反論も考えられる。被告はそのような主張をしている(原判決14頁下から3行目)し、原判決22頁には、本件戒告処分は、紙上討論授業そのものではなく、本件資料の作成、配布行為を対象としていると述べている。しかし、原判決が、「自分と反対の見解を持つ者を教師の立場において誹謗」したと述べていることから見ると、原告の見解は、単に、扶桑社の見解と対等のものに過ぎないと認識しているのではないか。しかし、上記のように、扶桑社、古賀議員の見解は一般的ではなく、むしろ、原告は、一般的な見解に基づいて、一面的な見解を批判したにすぎないから、原判決の評価は正しくない。

そして、表現としても、扶桑社の見解について、「歴史偽造主義者」、「歴史

偽造で有名な」，「国際的に恥を晒すことでしかない歴史観」といった批判をする者は，世間に少なからずいるもので，原告が特に創作したものではない。初めて聞く者は多少違和感を持つであろうし，品位を欠く表現であるが，これも，古賀議員と扶桑社の主張・行動と照らし合わせて判断すれば，決して過激でも何でもないと評価すべきである。

批判能力のない中学生相手にはもっと丁寧に説明すべきであったとは思われるが，それは授業で当然になされていることで，この表現だけで終わっているわけではないから，むしろ，この表現は，単刀直入にわかりやすいともいえるのである。

更に，そもそも，「都議会議員の議会における発言」は「特定個人の個人的発言」とは区別される「公人による公の発言」と解されるべきであり，当然，様々な批判や批評の対象とされるべきであろう。また，当時，学界や巷間でその内容や採否を巡り物議を醸し，数々の学者や政治家からその内容が批判されていた扶桑社の「新しい歴史教科書」についても，いやしくも義務教育の公立学校の授業に用いられる教科書でもある以上，数々の批判や批評に晒されるのは当然であり，社会科教諭である原告が，かかる扶桑社の当該教科書に強い関心を持って批判・論評の対象とすることは全く問題とはなりえない。むしろ，「歴史の真実に照らし誤った歴史認識」であると考えた場合に，これを放置することなく，批判し，あるいは，これを主張する学者や政治家を批判することは，公正中立であるべき原告の社会科教諭としての職務権限の範囲に属すること，むしろ職務義務である。むしろ，そのような見識のない教師が社会科を教えることこそ，問題である。

まとめると，原告が批判の対象としたのは一私人の私的発言ではなく，都議会議員という政治家・公人の都議会における公的発言や，公教育において使用される教科書を出版する出版社であったこと，原告の批判内容は，もっぱら，原告の担務する社会科の歴史，ことに日本の近現代における戦争行為等に関する歴史認識や評価の問題に関するものであったこと，原告の見解の方が客観的で，一般的な見解であること，公正中立であるべき教師としては，古賀議員や扶桑社の見解のような一

方的な見解を放置すべきではなく、例え批判能力の低い中学生を相手とするとしても（というか、批判能力の低い中学生を相手とするからこそ）このような見解を批判すべきであること、批判に用いた文言・表現は、学会やメディア等において用いられる批判や論評の文言・表現の域を出ないものであって、かえって分かりやすいこと、である。ただ、その表現が「揶揄」したものとして、いささか不適切であったと言うだけである。しかし、古賀議員が原告の教育実践を誹謗中傷したことは名誉毀損に当たるとの司法判断が下されている（原判決18頁）ので、古賀議員の非の方がはるかに大きいのである。そうすると、これは、前述①の減給処分の原因となった保護者に関するプリント記載や、②の減給処分の原因となった裁判資料等の文書の件とは区別して論じられるべきであろう。

原判決22頁は、「憲法26条は、普通教育の教師が教師の立場において特定の者を誹謗することを保障していると解する余地はないから、原告の上記主張を採用することはできない」と述べているが、原告も、特定の者を誹謗する権利が保障されている等と主張するものではない。この判決こそ一面的な判断である。

したがって、この「揶揄」的表現だけをとりえて、その背景を考慮することなく、戒告処分に相当する「非違行為」、「信用失墜行為」と評価すること自体に疑問がある。

4 ④平成16年9月1日付研修命令処分と研修期間中における原告の言動の公正な評価

(1) ④の研修命令の必要性への疑問

原告は、前述③の戒告処分を受け、その直後の平成16年9月1日付で千代田区教育委員会から、同月16日付で東京都教育委員会から各々研修命令の発令を受け、教育現場を離れ、研修を受講している（原判決7頁）。

以下、本件各研修命令の違法性の有無について原判決23頁以下を検討しよう。

「研修の必要性、具体的内容、期間等の判断は、都教委、区教委の合理的な裁量に委ねられており、裁量権の逸脱、濫用がない限り、違法の問題は生じない」とす

る点は、一般論としては首肯できる。

次に、原判決23頁は、「上記前提事実のとおり、原告は、公立中学校の教師の立場において、特定個人を誹謗する資料を配布する等の行為により2度の懲戒処分を受け、長期の研修を受けたにもかかわらず特定個人及び法人を誹謗する内容を含む資料を作成、配布して3度目の懲戒処分である本件戒告処分を受けたのであるから、原告には、公教育の公正、中立性の維持の観点から、指導方法の改善、教育公務員としての資質向上を図る必要性が認められたものである。」とする。

さらに、原判決23頁は続いて、「そして、本件各研修命令の目的は、原告の指導方法を改善させ、教育公務員としての資質向上を図ることにあり、研修内容及び方法は、この目的に即し、学習指導の改善、教育公務員としての資質向上及び生徒、保護者の個人情報保護に係る配慮事項の3つを課題として設定し、これらに関する具体的課題を出題し、解答論文を作成させ、指導、助言するというものである。また、本件各研修命令は、期間がそれぞれ16日間、6か月余であり、この間、千代田区立九段中学校教諭としての原告の身分や給与等に変動はなく、研修場所は千代田区教職員が研修を受ける際に一般的に使用している東京都目黒区所在の研修センターであった。上記の各事情からすると、本件各研修命令の必要性の判断、研修内容及びその実施方法等について、裁量権の逸脱、濫用があったと認める余地は存しない。」と述べる。

しかし、前記のように、3度の懲戒処分には種々疑問があり、原告の行動については、単に表現が行きすぎたという程度のものである。それを改善させるには、この研修は、大げさで、長期的すぎるというべきである。原判決は、先の処分が完全に適法であることを前提とするが、賛成できない。

(3) 研修内容の評価

研修が教育内容に立ち入らず、単に、学習指導の改善、教育公務員としての資質向上及び生徒、保護者の個人情報保護に係る配慮事項の3つを課題として設定したというのであれば、現実に行われた研修とは整合しない。現実に行われた研修は、原判決7頁以下に記載されているが、「毎日2題出題された課題に対し、原告が解

答論文を作成するというもので、課題として「社会規範を身につけ、社会に貢献しようとする人間を育成するためにどのような教育をいままでしてきたかまとめなさい」「豊かな心を備え、国際社会で活躍できる人間を育成するために、どのような教育をしてきたかを論述しなさい」等というものであったというのである。これはまさに教育内容そのもので、「揶揄」の是正とは関係がない。

「これらに対する原告の解答の大半は、従前行った紙上討論授業の資料をそのまま転記したものであった。」というが、それはこれまでの教育をまとめなさいという課題に対する解答として、適切である。原判決は、紙上討論授業を批判するのではないということであるから、この解答で問題ないはずである。

ただ、「転記された紙上討論授業の資料中に、原告が一人又は数人の生徒に対して「君の厚顔無恥な言動」「自己の狭い利益しか考えられない人物である」「他人の揚げ足取り能力には非常に恵まれている」等と記載していたことが問題となる。

これについて、「平成17年9月8日、研修担当者は、上記解答を踏まえ、原告に対し、紙上討論で生徒を厳しく指導して傷つく生徒はいないのか、その後の指導はどのようにしたのかと質問した。原告は、傷つくようなことはない、継続指導により生徒は分かっている、そのための紙上討論である旨答えた。」ということである。

たしかに、一見表現は不適切であるとも見られる。ただ、単に正解を覚えるような授業とは異なり、討論して意見を戦わせる授業では、一面的な主張も出てくるから、それに対する寸評として、このようなコメントも、的を得ている面はある。

「社会規範を身につけ、社会に貢献しようとする人間を育成するための教育」、
「豊かな心を備え、国際社会で活躍できる人間を育成するための教育」であるならば、単に理解して記憶する授業よりも、原告の紙上討論という手法はむしろ賞賛されるべきである。そのような積極面を無視して、若干の表現上の不備だけを取り上げるのは、原告の授業に対する適切な指摘ではない。

(3) 研修を必要とするのは誰か

次に、原判決の判断の根拠となっている事実について検討しよう。

原判決8頁では、次の事実が認定されている。「千代田区の教員として、教科で取り組んできたことをまとめ、取組からの発見した課題をあげ、その課題解決の方策を論じなさい」との課題に対する原告の解答中には、非常に成果の上がっている紙上討論授業をつぶそうと公然と干渉してくる某右翼都議、右翼新聞がある等の記載があった。「授業で使用する教材、自作の教材について、どのような視点が大切となるか、留意点は何か、引用・著作権・個人情報の保護についてもふれて記述しなさい」との課題に対する解答には、教材等について、大江課長は、何とか学習指導要領違反にしたいものと、熱望されて努力を傾注されたようだが、どうあがいてもその努力は報いられなかったようである、日本国家代表が内外に表明している歴史認識を否定する驚くべき妄言は、公人の、公の場においてなされ、公の記録に記載されている、というものは、必ず出典を明示する必要がある等と記載されていた。

「特定の個人名、団体名を記述したり、それらについて教師の私見を加えた資料を授業で活用することについて、どのように考えているか記述しなさい」との課題に対しては、日本国家代表が内外に表明している歴史認識を真っ向、否定する驚くべき妄言は、都議会議員の発言であるというふうに、公人である個人名及び出典を必ず明示する必要がある、侵略正当化・歴史偽造教科書として、東アジア全体で問題にされ、生徒たちにも知られている公の出版社名は正確に記述しなければ不適切の謗りを免れない等と記載されていた。」

原判決は、この事実認定から、本件④研修命令を適法と判断しているが、逆に、この原告の言動の何処に問題があるのでしょうか。紙上討論授業は、生徒に考えさせる、成果の上がる授業であり、これを外部から一方的な見解で攻撃してくる議員や右翼新聞に言及して、なぜ問題があるのか。むしろ、都の方が、この議員や右翼新聞と同じ立場で原告を「指導」しようとしているのであるから、都の方に誤りがあり、本来「研修」を受けるべきは都の方、教育委員会委員や教育委員会の幹部ではなかろうか。およそ政府の歴史認識にも反する特定の団体の名称やその文献は匿名にするのではなく、公にするのが本当の教育である。

原判決8頁によると、「区教委は、平成17年9月13日、本件研修命令①によ

る研修の経緯によれば、十分な成果を上げられず、区教委では長期研修の実施に限界があると判断しさらに根本的、専門的な研修が必要であるとして、都教委に対し、研修の実施を依頼した。」しかし、先に述べたように、原告の「解答」にそれほど大きな問題はなく、むしろ、特定の議員や右翼新聞に同調するかに見える都教委の方にこそ問題があるのであるから、研修の続行の必要性はなかったのである。

(4) 研修内容、録音禁止、所長の違法行為

「区教委の都教委に対する研修依頼書には、研修内容として、「(1)学習指導法の改善に関すること、① 中学校学習指導要領についての理解、②学習指導要領に基づいた指導内容、方法についての理解、③適切な教材等の選定及び作成、(2)教育公務員としての資質向上に関すること、①教育公務員として求められる服務規律、②地方公務員法等に関する理解、③学校組織の一員として取り組む教育実践に対する基本的認識、(3)その他都教委が必要と認める研修、①保護者、地域社会の理解の下に進める教育実践のあり方②生徒、保護者等の個人情報保護に係る配慮事項」と記載されている。

都教委は、上記依頼を受け、研修期間を同月20日～平成18年3月31日等と定め、区教委は、本件研修命令②を命じた。研修内容は、上記依頼書とほぼ同じであり、上記研修内容に即した各課題を与えられ、又は講師の講義を聴いた上で、解答論文を作成するというものである。

研修初日である平成17年9月20日、原告は、「研修の実施について」と題する書面を配布された。それには、研修期間、研修場所等の他、遵守事項として、研修受講にあたっては研修に専念する、研修担当職員の指示に従う、録音、録画を行わない等と記載されていた。

原告は、同日、職員の制止にもかかわらず、持参した抗議文を約2分間読み続けた。同抗議文は、「近藤精一、東京都教職員研修センター所長に告ぐ」と題し、「あなたは私の個人情報を都議に漏洩するという非違行為を犯しました、もし、あなたが真に公務員たるの資質を持つものであれば、懲罰を本質とする本研修の強制は、まさしく日勤教育に等しいもので、許されざる人権侵害であることが理解できるは

ずです、この人権侵害懲罰研修については、教育基本法10条が厳禁する教育に対する不当な支配干渉に当たるものとして、市民、保護者、生徒、マスコミはもとより、真つ当な都議会議員や国会議員も重大な関心を持っていることを付言しておきます」等と記載されている。

この原告の抗議がなぜ問題視されるのであろうか。原告の個人情報や都議に漏洩した違法行為の張本人が、原告に対して「研修指導」をするということは、あまりにも悪い冗談である。原告の方はせいぜい「揶揄」したという程度のことであるのに対し、原告を指導する方は、違法行為を犯しているのである。近藤には原告を指導する資格はなく、原告はその指導に服する理由がない。原告の抗議は全く正当であり、都は、この抗議を受けて、直ちにこの研修をやめ、近藤に対して研修すべきであった。それにしても、原告が免職になり、他方で近藤は出世しているのは、天地が逆さまになっているとの感を免れない。

(5) 研修の人権侵害の実態

原判決10頁では、原告は、同月22日、研修センターにおいて、研修時間中に、研修センター所長あての抗議文を作成し、担当者に手渡した。同抗議文には、「研修センターにおける人権侵害の実態」として、指導主事から、部屋を出るときは行き先を教えてくださいと言われたこと等が人権侵害に当たる等と記載され、これでは人権侵害常習センターであり、あまりに気持ち悪くて研修に専念できない等と記載されている。原告は、同月27日、上記指導主事らの対応が人権侵害行為に当たるとして、同主事らに対し、原告に謝罪させるよう要求する旨の近藤所長にあてた抗議文を研修担当者に手渡した。原告は、同年10月3日、上記指導主事らの対応が人権侵害に当たるとして、原告に謝罪させるよう要求する旨、統括指導主事から指示された週1回の研修センター立川分室での研修を拒否する旨が記載された近藤所長あての抗議文を研修担当者に手渡した。

同日、原告は、同年11月7日、別の指導主事から、部屋を出るときは必ず行き先を告げることになっていると言われたことが人権侵害に当たるとし、「もともとが都教委による嫌がらせ人権侵害研修として強制されている本研修」と記載した抗議

議文を作成し、研修担当者に手渡した。

この抗議文にどんな問題があるのでしょうか。課題に対して解答文を書くなどという研修がまともであれば、疲れたからラジオ体操をする、トイレに行くといったことについていちいち許可が要るのか。センター長である近藤も監督をしている職員も、執務時間中誰にも断ることなく多少は離席することがあるのではないか。「いじめ」でなく、まともな資質向上を図るためであれば、この程度の自由は認めるべきであろう。実態がいやがらせ人権侵害研修であるからこそ、このように細かい拘束をするのではないか（この点については控訴理由書22頁以下参照）。

(6) 支援者集会での生徒の保護者名記載の資料配付

原判決10頁下の段落は次のように記載している。「同日、原告は、豊島区立勤労福祉会館で開催された集会において、千代田立九段中学校長から区教委にあてた服務事故報告書を原告が執行委員長を勤める団体が発行したビラと併せて配布した。上記服務事故報告書には、本件資料の作成・配布行為に関して、同中学校の生徒の特定の保護者について、姓及び肩書きが付された上で、この保護者が本件資料を問題視して原告と面談したこと等が記載されている。また、上記ビラは、本件戒告処分の不当性を訴える内容のものであり、その中に、授業で公人や出版社の誤りを批判することが、なぜ悪いのか」「特異な史観を持つ保護者に悪のり」「たまたま保護者の一人に、戦時中の神がかり皇国史観の教祖である平泉澄の信奉者がいて、息子から紙上討論プリントを出させ、都の教育委員会に送付した。それを利用しての処分なのである」と記載されていた。

これは学校外の支援者が集まった集会で、処分を受けた原告の立場を説明しているものであり、当然の権利である。気になるのは、特定の保護者の姓と肩書きが記載されていることであろうが、生徒に渡したのではないので、教育上の問題があるわけではない。

(7) 特定個人を批判した資料の配付と教育公務員の資質

原判決11頁2段目は次のように記載している。「原告は、同年12月7日、本件資料の作成、配布に関連して、「個人的見解で特定個人や団体等を誹謗中傷した

箇所がある資料を生徒に配布して授業を行った理由及び教育公務員としてのあなたの考えを述べよ」との課題に対し、ごく当然の批判であって誹謗中傷では全くない、これを誹謗中傷と判断したのは、教育公務員として侵略戦争の反省の上に立つてつくられた日本国憲法の理念を身につけていないことを意味している、このような判断力を持つものは教育公務員としての資質があまりにも不十分である等と記載した解答を提出した。

たしかに、原告の表現はいささか不適切ではあったが、内容的には、原告の見解の方が一般的であり、特定個人や団体の見解の方が憲法にふさわしくなく、一方的なのであるから、授業でこれを指摘することは、むしろまっとうな授業である。原告の解答は、表現以外はもっともなところであり、その見解を変えさせようとする本件の指導の方にこそ問題がある。

(8) 歴史認識を変えさせようとの思想改造研修

原判決11頁はさらに、次のように述べている。

原告は、平成18年2月、本件資料の作成、配布に関連して、「あなたの主張を書いた資料を生徒に配布したが、今後もこのような認識のもと授業中に同様の資料を配布するつもりか」との課題に対し、私の主張は公の歴史認識に基づいた主張であり、処分は論外、本研修のような嫌がらせの懲罰研修など狂気の沙汰である、私は正しい主張を行ったわけであるから、本課題作成者には私に謝罪の上、直ぐ現場復帰させるべきである等と解答した。

これは単なる表現の問題ではなく、原告の歴史認識を変えさせようとする「研修」であるから、そもそも、思想改造工場であり、人権侵害であり、教育内容への「不当な支配」である。ここで、教育委員会は馬脚を現した、尻尾を出したと言うべきである。しかも、原告の思想の方が政府見解にも憲法にも多くの歴史学者の見解にも合致している（この点について控訴理由書32頁参照）。したがって、原告が、教育委員会からの激しい圧力にも拘わらず、信念を曲げずに頑張っていることは、称賛に値することであって、非難に値しない。

(9) 録音禁止は違法な研修の自認

原判決11頁下の方では、原告は、研修担当者から止めるよう再三、指示されたが、裁判資料にするとして12回にわたり録音行為を行ったことが指摘されている。

しかし、録音は、研修自体を妨げるものではないので、なぜ許されないのか。禁止するには、きちんとした理由を付けて説得すべきであって、それをせずに、録音禁止に従わなかったことを処分理由とすることは許されない。裁判資料にされると困ることをしているとすれば、それは教育委員会の方に非があるのであり、困らないのであればなおさら、録音を認めるべきである。このように、録音禁止自体が、違法な研修をしていることを自認していると言うべきである。

(10) 研修担当者に対する木っ端役人などの発言の評価

原判決11頁下から2行目からは、次のように記載されている。

原告は、研修中に、研修運営担当者に対し、厚顔無恥、木っ端役人等と発言したり、この研修は犯罪行為です、人権侵害です、都教委は犯罪者集団、人権侵害集団、人権侵害だから証拠を取る、強権を持って私を洗脳しようとしている等と発言したりした。

このことも、原告の発言だけをとりえればいささか不適當に見えるが、これも生徒に対するものではなく、原告に対して、右翼の議員の意見を受け容れて、一方的な教育をさせようと、強硬な「指導」をした教委（原判決18頁の原告主張）に対する言葉であるから、原告の立場に立てば、この程度のことは言わせて頂きたいもので、原告だけを非難することは、きわめて一方的である。たとえば、令状なく逮捕されたり、逮捕の際に暴行を受け、権力の犬、暴力警官と言ったとしよう。その発言だけを問題とするのは大間違いである。違法行為をした警察官の方から先に取り締まるべきである。本件の研修も、思想改造を狙って、閉鎖的な空間で毎日思想を変えさせようとするもの（もし、原告が、右翼の思想に迎合すれば、直ちに研修の成果が上がったとして、現場復帰できたであろう）であるから、この程度の発言をしたところで、許容されるべきである。

(11) 「自己と異なる主張への攻撃」？

原判決12頁によれば、近藤所長は、平成18年3月17日付けの都教委教育長

にあてた研修実施状況報告書の中で、原告の平成17年9月20日～平成18年2月28日の間の研修の総合的所見として、原告は、研修課題に対する論文の中で、自己と異なる主張に対しては極めて攻撃的な言葉で反論したり、課題に正対していない内容を記述する等、自己の基本的な主張を変えることはなかった、研修センター運営担当者や研修の講師に対して、高圧的な態度を取り、嫌がらせ研修である、人権侵害研修である、教育に対する不当な支配、干渉でしかない等と不適切な発言を繰り返した、研修期間中の態度は、抗議文の作成、抗議文の読み上げ、禁止を無視した録音、研修場所からの無断離席等、不適切なものであった、このような研修課題に対する論述姿勢、研修受訴態度は、研修開始時より何ら変わることはなかった旨報告している。

しかし、原告に対して「自己と異なる主張に対して極めて攻撃的な言葉で反論した」と評価することは正しくない。原告が攻撃的な言葉で反論したのは、日本は侵略戦争をしていないなどと、一般には認められていない右翼の見解に対してであり、「自己と異なる主張」に対してなんでもかんでも攻撃したわけではない。むしろ、都教委が、このように、「自己の基本的な主張を変えなかった」と評価しているのは、研修と称して、原告の思想を改造しようとしていることを、これまた露呈したものである。そのようなことは憲法上許されないのであるから、この研修は人権侵害研修であり、その他録音や離席の点も前記のように原告が非難されるべきではない。むしろ、このような研修を行った都教委こそが非難されるべきである。

以上のように、研修命令を裁量濫用ではないとする原判決の考え方には到底納得できない。

5 本件分限免職処分の違法性

(2) 原判決の判断基準の当否

原判決25頁は次のように述べる。

原告について、その職に必要な適格性を欠く場合（地方公務員法28条1項3号）の免職事由が存するかを検討する。その職に必要な適格性を欠く場合とは、当

該職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に起因してその職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生じる高度の蓋然性が認められる場合をいうものと解するのが相当であり、この適格性の有無は、当該職員の外部に現れた行動、態度等を相互に有機的に関連付けて評価し、当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮し、これら諸般の事情を総合的に検討して判断する必要がある。

公務の能率の維持、その適正な運営の確保という分限制度の趣旨と同条項の分限事由が上記のような一般要素を含んだ諸般の事情を踏まえた上での一定の評価を内容としていることからすると、分限事由該当性の判断には、任命権者の裁量権が認められるが、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮し、また、その判断が合理性の観点から許容される限度を超えた不当なものである等、裁量権の逸脱、濫用が認められる場合には、違法性を帯びるといふべきである。

本件分限免職に関する原判決の判断基準は、適格性の判断と考慮事項の考慮について、基本的には、二1(3)で紹介した、最高裁判所の前記長東小事件判決の判断基準を踏襲したものであり、その点においては、相当である。ただ、その基準は後記のように実質的には無視されている。

しかし、最高裁判所は長東小事件判決において、「免職処分の場合における適格性の判断を特に厳密、慎重にすべき」とした基準(比例原則)を示しているのに、原判決はこれを採用していない。原判決は、最高裁判所の判例を理由なく無視しているといふべきである。以下、原判決がこの最高裁の判断基準を実質的に、無視していることを示す。

(2) 分限免職処分に至った事由

原判決12頁は、5 都教委及び区教委の対応等として、本件免職処分に至った理由を説明している。

区教委は、原告の研修実施状況に関して、研修中の抗議文の読上げや録音等の事実、豊島区立勤労福祉会館でのビラ等の配布行為の報告を受け、区教委教育指導課長酒井寛昭が、平成18年1月27日、原告に事実確認をするため、研修センター

に赴いたが、原告は、事情聴取を受けることを拒否した。区教委は、原告の研修中の抗議文の読上げ等及び集会でのビラ配布行為は研修期間中の不適切な行為に当たると判断し、同年2月3日付けで都教委教育長にあてて、服務事故報告書を提出した。同報告書には、区教委の見解として、原告は懲戒処分を受けたのに何ら改善が見られず、研修期間中も個人的見解で特定個人や団体等の誹謗中傷を繰り返し、区教委が事実確認とともに弁明の機会を与えてもこれを拒否していることは、公教育に対する信頼を著しく失わせるものであり、教育の公正中立を損なうものである、原告に対し、都教委の厳正な処置を求めるという内容である。

都教委は、服務事故報告書を受け、事情聴取を行うこととし、同年3月2日と同月24日、東京都教育庁管理主事橋爪らが研修センターに赴き、原告に事情聴取に応じるよう告げたが、原告はこれを拒否した。

同月28日、都教委は、区教委から、原告の研修センターでの研修状況報告を踏まえ、継続した研修の実施などの適切な処置を取ることを求める内申書を受領した。

都教委は、区教委からの服務事故報告書、研修センターからの研修実施状況報告書、第1次、第2次懲戒処分に関する記録等を検討した結果、原告には教育公務員としての職務の遂行に支障があり、分限免職処分が相当であると判断し、同月29日の懲戒分限審査委員会の検討、同月30日の都教委における審議を経て、同月31日、本件分限免職処分を発令した。

(3) 処分の理由、公正中立な教育公務員の自覚の欠如？

原判決26頁は次のように述べる。「上記前提事実によれば、原告は、平成10年と平成11年に、生徒の保護者を誹謗する内容の印刷物を授業の資料として作成して生徒に配布し、また、教師の立場から、生徒の保護者と係争中の訴訟事件について自己の一方的な主張を記載した文書を全校生徒の保護者あてに郵送する等の行為により、第1次、第2次懲戒処分を受け、これを契機に、学習指導法の改善及び教育公務員としての資質向上を目的とした研修を2年7か月間受けたが、その約4年3か月後に、特定個人及び法人名を挙げて誹謗する内容を含む本件資料を作成し、生徒に配布する行為により、本件戒告処分を受けたものである。

前述のとおり、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする中学校の教師の立場において、特定個人又は法人を誹謗する内容を含む本件資料を配布して授業を行うことは、教育の中立、公正さに対する信頼を直接損ねる行為なのであり、第1次、第2次懲戒処分と本件戒告処分は、誹謗の対象が生徒の保護者か都議会議員及び教科書出版社かという違いはあるものの、同種の非違行為であることは明らかである。原告は、第1次、第2次懲戒処分及びこれに引き続く長期研修を受けたにもかかわらず、同種の非違行為を繰り返したのであるから、中立、公正に教育を行うべき教育公務員としての自覚と責任感を欠くという問題点を有しているといわなければならない。」

原告の表現が不適切であることは認められるが、その背景事情を考慮すると、このように、教育の中立、公正さを直接損なうとして一方的に非難されるべきものではなく、むしろ都教委こそ、中立的な教育行政を行い、また、教育の内容を深めるべく教員を側面援助するというその基本的な自覚と責任感を欠くものであることは先に述べた。原判決の非難はあまりに一方的で、考慮すべき事項を適切に考慮したものではない。

(4) 自己の見解の正当性に固執？

原判決26頁最下行以下は次のように述べる。

「そして、この問題点を克服するために行われた本件各研修命令に基づく研修期間中の原告の解答論文の内容、研修態度等は、上記前提事実のとおりであり、公教育という見地からの本件資料の作成、配布行為の問題点を其撃に考察するどころか、その正当性を主張して、懲戒処分や研修を受けることへの不平、不満を訴え続け、集会で、本件資料を問題視していた保護者の姓等が明記された事故報告書とともに、同保護者を誹謗する記載のあるビラを配布したものである。これらの外部に現れた原告の一連の行動、態度を相互に有機的に関連付ければ、原告は、自己の見解の正当性の主張に固執し、それと相容れない見解を持つと考える者を誹謗する傾向を有しており、この傾向は、原告のこれまでの3回にわたる懲戒処分、長期研修を経て変わることがなかったと評価せざるを得ない。」

この点も前記のように、原告の歴史観は正当であり、ただ、表現の仕方が多少不適切であったというだけであり、これに対する都の教委の対応は強権的であり、都教委が自己の見解の正当性の主張に固執していることを棚上げにして、原告だけに非があるという原判決の理解は考慮すべきことを考慮していない違法がある。

(5) 簡単に矯正することのできない資質？

原判決27頁は次のように述べる。

「そして、上記のような原告の研修期間中の言動、態度に照らせば、原告は、研修による指導を受け入れて、教育公務員としての自覚と責任感の下で、公正、中立に教育を行うという考えがなく、今後も、自己が正しいと信じる見解と相容れない見解を一方的に誹謗する資料配布等を行うという強い意思を有していると評価することが可能である。

そうすると、原告には、中立、公正に教育を行う教育公務員としての自覚と責任感が欠如しており、懲戒処分や研修を受けても、これを改善しようとする意思が全く認められないのであるから、教育公務員としての職務の円滑な遂行に支障が生じているし、今後も支障を生じる高度の蓋然性が認められる。そして、上述したところからすると、このような職務遂行上の支障は、簡単に矯正することのできない原告の素質、性格に起因するものというほかはない。そうである以上、原告について、その職に必要な適格性を欠く場合に該当するとの判断に裁量権の逸脱、濫用はないという結論になる。」

しかし、これも繰り返しであるが、原告はむしろ教員として熱心で、一方的な右翼的歴史観については、これをきちんと批判しなければ本当の社会科教育にならないとして非難しているのであるから、むしろ、教育公務員として自覚と責任感が十分にあるのである。ただ、あまりにも攻撃が激しいし、都教委の対応が人権蹂躪的であるから言葉も激しくなっただけである。簡単に矯正することのできない素質、性格というのであれば、都教委こそ、公正中立な教育を確保する使命を忘れて、原告の言葉尻をとらえ、その真摯な教育を抑圧することに力を貸しているのであって、これも簡単に矯正することができない素質、性格と言うべきである。

先に述べたように、分限処分をなすからには、処分をなす処分権者は、「清廉にして公平公正」な立場から処分をなすべきことは言うまでもなく、間違っても「汚れた手」で処分をなすことはあってはならない。これは正義公平を原則とする法の大原則である。即ち、処分権者側に何らかの「非難さるべき事由」「帰責事由」が存するとするならば、その裁量権行使及び処分の正当性・適法性自体に疑義が生ずるのは当然の理である。

第三者が裁くのであれば、本件は、せいぜいは喧嘩両成敗である。このように、都教委が権力を有しているがために自らは無傷で、弱者の教員を一方向的に処分することは、クリーンハンドの原則に反する。筆者の言葉でいえば、「官の違法を許し、民の違法を厳罰に処する」ことに等しい。

(6) 長年の実績の軽い評価

更に、原判決27頁は、「原告は、長年にわたる教育実践、教育実績、同僚や生徒との信頼関係等に照らせば、原告の教育公務員としての適格性に何ら問題はなく、3回の懲戒処分の理由とされた事実だけを取り出して適格性がないと判断したのは誤りであると主張する。しかし、原告が長年、教職に携わり、平成10年より前には処分歴が見当たらないとの原告の主張を考慮しても、上述のとおり原告の状況を総合的に考慮すれば、教育公務員として必要な適格性を欠くとの判断に裁量権の逸脱、濫用は認めることはできない。」とする。

これに賛成できないことは上述の所から明らかである。

(7) 先行処分の評価

原判決28頁は、違憲性、裁量権の逸脱、濫用の有無として、次のように述べる。

原判決は、「原告は、本件戒告処分及び本件各研修命令が違憲、違法であるから、これらを前提とする本件分限免職処分は、違憲、違法であると主張するが、上記判断によれば、原告の主張は前提を欠くものであって採用できない。」とするが、上記のように、本件戒告処分、研修命令は違法というべきであるから、それを十分に考慮しない免職処分は違法である。

原判決は、「次に、原告は、本件分限免職処分の理由とされた第1次、第2次懲

戒処分は、本来、違法無効であるから、これらを理由とした本件分限免職処分は違法であると主張するが、上記前提事実のとおり、これらの懲戒処分に違法性は認められないとの判決が確定しており、この主張は失当である。」とするが、前記のように、前訴ではこれらの処分は適法であるとの判決が確定しているにもかかわらず、前訴にかかるこれらの処分の取消訴訟や国家賠償訴訟を提起しているわけではなく、単に懲戒処分を受けた事実をどう評価するかという点が論点になっているのであるから、賛成できない。

(8) 政治的圧力の考慮除外

原判決28頁は、「原告は、本件分限免職処分は、原告の授業内容を気に入らないと考える右翼都議会議員及び右翼メディアの政治的圧力によるもので、憲法26条、19条、旧教育基本法10条1項に反すると主張する。しかし、上述のとおり、原告のこれまでの処分歴、本件各研修命令による研修中の態度等を総合的に考慮すれば、本件分限免職処分をする根拠は十分に認められるのであるから、原告が主張する都議会議員との間で訴訟事件等の確執が存在し、本件戒告処分の理由となった本件資料の都教委への発覚の経緯に都議会議員が関与していたという事実から、本件分限免職処分の違法性を根拠付けることはできないのであり、原告の上記主張は採用できない。また、本件分限免職処分は、原告の素質、性格に起因して職務の円滑な遂行に支障があり、又は支障を生じる高度の蓋然性が認められるかという観点から行われたものであり、原告の内心の思想や歴史認識とは関係がない。よって、憲法26条、19条、旧教育基本法10条1項に違反するとの原告の主張は採用できない。」と述べる。

しかし、原告を処分するには、原告の言動だけを取り上げるべきではなく、原告がそのような言動に至った背景事情を考慮すべきであり、「都議会議員との間で訴訟事件等の確執が存在し、本件戒告処分の理由となった本件資料の都教委への発覚の経緯に都議会議員が関与していたという事実」を無視することはできない。それを無視した原判決はそれだけで考慮すべき事項を考慮していないというべきであろう。また、本件処分が「原告の内心の思想や歴史認識とは関係がない」というこ

とが誤りであることは前述した。本件処分は、原告の表現だけではなく、実質的にはその歴史観を問題としているのである。

(9) 録音・抗議は正当

原判決は28頁最下行から、「原告は、違法無効な研修命令に基づく研修中の抗議及び録音は、正当な活動であり、集会における文書等の配布行為は、勤務時間外の行為である上、違法な本件戒告処分に対する正当な異議申立てであるから、分限免職処分の理由として考はすべきでない」と主張する。しかし、前述のとおり、本件戒告処分及び本件各研修命令に違憲性、違法性は認められないから、抗議や録音を正当な行為とする原告の主張は前提を欠いている。また、公務の能率の維持という観点から諸般の事情を考慮して適格性の有無を判断する分限制度において、研修期間中や勤務時間外の原告の言動を適格性欠如の徴表事実の一つとして勘案することに何ら問題はないから、上記主張は採用できない。」とする。

しかし、本件戒告処分及び本件各研修命令は前記のように違法であり、また、仮にそれに違法性がないとしても、それは結果論であって、それなりに疑問がある都教委の指示に対して抗議をすることは正当な行為である。それに、録音禁止は、前記のように都教委が違法行為をしていることを自認しているとしか解釈できない行為である。適法に行動していれば、たかが研修指導が録音されて困るはずがない。どうしても、録音禁止にしたければ、まずはその理由をきちんと説明して、説得すべきである。それさえしないのは官権的である。そのようなことはこの民主国家では許されないことであって、それなのに、録音したことを理由に処分するのは完全に逆転している。「研修期間中や勤務時間外の原告の言動を適格性欠如の徴表事実の一つとして勘案する」ことも、どのような言動かが問題であり、それなりに理由のある抗議や、理由なしには禁止できない録音をしたことが、適格性欠如の徴表事実とされては、何処の専制国家の発想なのかと、全く理解しがたいことである。

(10) 比例原則上の問題

原判決29頁は、「原告は、本件分限免職処分は、他の事例と比較して不当に重

く、比例原則に違反すると主張するが、上記判断のとおり、本件分限免職処分が不当に重く、裁量権の逸脱、濫用があると評価する余地はない。

以上より、原告に対し、分限免職事由該当性を認めて本件分限免職処分をしたことに、裁量権の逸脱、濫用は認められない。」という。

筆者としても、本件における原告の一連の言動については、いささか、不適切で、行きすぎた言動が存すること自体は否定しない。しかし、それ自体では、免職に値するほどの重大な能力の欠如ではないことは前記の通りである。

そして、教員の分限免職の例として、普通には、失踪、欠勤、職務命令違背、矯正困難な指導力不足等がある。

他方で、同僚や生徒等に対するセクシャル・ハラスメントや性的行為が免職ではなく停職処分で済ませられたり、体罰やいじめについても、程度によっては、免職処分ではなく、停職若しくは減給処分で済ませられている事案も多々存在する。

翻って、本件における原告の言動を見た場合、原告は、これら分限免職に値する矯正不可能な能力の欠如があるのであろうか。

本件においては、問題とされた言動を除けば、勤務態度、授業その他校務分掌等の職務遂行能力や態度に問題があるとの指摘は都教委からもなされておらず、原判決も認定していない。

そうすると、本件で問題とされた原告の言動だけをもって、本件分限免職処分とすることは、他の分限処分事案との均衡を著しく欠くものであり、本件分限免職処分は、比例原則に反し、重きに失するというべきである。

まとめ 原判決の本件分限免職処分に対する判断の当否

本稿の検討結果を見ると、原判決は、処分を、第三者の立場に立って、公平に審査しているのではなく、むしろ、処分庁の行為は不問にして、もっぱら原告の方だけを論難している。まるで処分庁と同じ立場になっているようである。刑事裁判で、被告人に対して本当にやっていないのかと尋問するのは検事の役割であるにもかかわらず、裁判官が、犯人を1人でも逃がすまいと、検事そのもので、本当にやっ

ているのではないかと、質問するのに似ている。これは神戸税関最判が、処分庁の立場に立って判断するなど説示したことにも反すると思われる。

以上、原判決には、本件において、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮した違法、及び、本件分限免職処分は、著しく重い、比例原則違反であることを看過した違法があり、原判決は取り消されるべきであると思料する。

以上

添付資料

- 1 拙著『行政法解釈学Ⅰ』361～405頁
- 2 拙著『行政裁量と行政救済』202～216頁
- 3 資料（飲酒運転・免職取消し）
- 4 添付資料2
- 5 拙著『行政法解釈学Ⅰ』82～89頁

阿部泰隆（意見書提出者）について

1942年3月生まれ 本籍 神戸市

学歴

1960年3月 福島県立福島高校卒業
1964年3月 東京大学法学部卒業

職歴

1964年4月 東京大学法学部助手
1967年8月 神戸大学法学部助教授
1977年4月 神戸大学法学部教授
2000年4月 神戸大学大学院法学研究科教授
2005年3月 同上定年退職
2005年4月 中央大学総合政策学部教授
2005年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
(現在に至る)

学位

東京大学法学博士 (1972年6月, 論文博士)

留学

1972年7月～75年2月 西ドイツ
1979年3月～80年3月 西ドイツ, 仏, 米。
1993年9月～12月 ドイツ・トリア大学客員教授 (環境法)

著書 (単独著)

- 1 『フランス行政訴訟論』 (有斐閣, 1971年)
- 2 『行政救済の実効性』 (弘文堂, 1985年)
- 3 『事例解説行政法』 (日本評論社, 1987年)
- 4 『行政裁量と行政救済』 (三省堂, 1987年)
- 5 『国家補償法』 (有斐閣, 1988年)

- 6 『国土開発と環境保全』（日本評論社, 1989年）
- 7 『行政法の解釈』（信山社, 1990年）
- 8 『自治体政策と条例』（地方自治総合研究所, 1992年）（18に吸収）
- 9 『行政訴訟改革論』（有斐閣, 1993年）
- 10 『政策法務からの提言』（日本評論社, 1993年）
- 11 『大震災の法と政策』（日本評論社, 1995年）
- 12 『政策法学の基本指針』（弘文堂, 1996年）
- 13 『行政の法システム上 [新版]』（有斐閣, 1997年）（初版, 1992年, 補遺1998年）
- 14 『行政の法システム下 [新版]』（有斐閣, 1997年）（初版, 1992年, 補遺1998年）
- 15 『〈論争・提案〉情報公開』（日本評論社, 1997年）
- 16 『行政の法システム入門』（放送大学教育振興会, 1998年）
- 17 『政策法学と条例』（北海道町村会, 1998年）（18に吸収）
- 18 『政策法学と自治条例』（信山社, 1999年）
- 19 『定期借家のかしこい貸し方・借り方』（信山社, 2000年）
- 20 『こんな法律はいらない』（東洋経済新報社, 2000年）
- 21 『やわらか頭の法政策』（信山社, 2001年）
- 22 『内部告発（ホイッスルブローワー）の法的設計』（信山社, 2003年）
- 23 『政策法学講座』（第一法規, 2003年）
- 24 『行政訴訟要件論』（弘文堂, 2003年）
- 25 『行政書士の未来像』（信山社, 2004年）
- 26 『行政法の解釈（2）』（信山社, 2005年）
- 27 『やわらか頭の法戦略』（第一法規, 2006年）
- 28 『対行政の企業戦略法務』（中央経済社, 2007年）
- 29 『行政法解釈学 I』（有斐閣, 2008年）

30 『行政法解釈学Ⅱ』（有斐閣，2009年）

31 『行政法（学）の再生（進路）』（仮題，中大出版会，2010年，近刊）

編共著

1 『演習行政法上・下』（青林書院，1979年）

2 『講義行政法Ⅰ・Ⅱ』（青林書院，1982年，1984年）

3 『判例コンメンタール 行政事件訴訟法』（三省堂，1984年）

4 『定期借家権』（信山社，1998年）

5 『湖の環境と法—琵琶湖のほとりから—』（信山社，1999年）

6 『山村恒年先生古稀記念 環境法学の生成と未来』（信山社，1999年）

7 『実務注釈 定期借家法』（信山社，2000年）

8 『法政策学の試み 法政策研究（第一集）』（信山社，1998年）

9 『法政策学の試み 法政策研究（第二集）』（信山社，2000年）

10 『PRTR法は企業と社会をどう変えるか』（神戸環境フォーラム，（株）アンパサンド，2000年）

11 『法政策学の試み 法政策研究（第三集）』（信山社，2000年）

12 『法政策学の試み 法政策研究（第四集）』（信山社，2001年）

13 『法政策学の試み 法政策研究（第五集）』（信山社，2002年）

14 『環境法第3版』（有斐閣，2004年，初版1995年，新版1998年）

15 『京都大学 井上教授事件』（信山社，2004年）

16 『自治体の出訴権と住基ネット訴訟』（兼子仁と共編著，信山社，2009年）

最近の論文として，

- 「いわゆる4号請求住民訴訟が訴えの取り下げにより終了した場合は原告に弁護士費用を払うべき『勝訴（一部勝訴した場合を含む）』には当たらないと

- された事例」自治研究82巻9号122-145頁(2006年9月号)
- 「行政法理論からみた水俣病最高裁判決の評価」水俣病研究4(弦書房), 5-22頁(2006年)
 - 「区と都の間の訴訟(特に住基ネット訴訟)は法律上の争訟に当たらないか」自治研究82巻12号-83巻3号(2006年12月号-2007年3月号)
 - 「処分取消訴訟を審理する裁判所の審理を尽くす義務-手続上の理由による取消判決に対する上告, あわせて国家賠償の判断回避の違法性-」『高田敏先生古稀記念』(法律文化社, 2007年)
 - 「ひよこ弁護士闘争記-神戸の住民訴訟, 神戸空港編」(外間寛先生古稀記念, 法学新報112巻11・12号, 2006年)
 - 「上訴棄却の場合の未決勾留期間の不算入の違憲性」季刊刑事弁護50号103-109頁(2007年4月)
 - 「期間制限の不合理性-法の利用者の立場を無視した制度の改善を」『小島武司先生古稀祝賀 民事司法の法理と政策 下巻』(商事法務, 2008年)
 - 「住民訴訟における住民側弁護士の『勝訴』報酬の考え方-判例の総合的検討」判時2007, 2009, 2010号(2008年)
 - 「横浜市勝馬投票券発売税に対する総務大臣の不同意処分(1)(2)」自治研究85巻1号19頁-57頁, 2号19-37頁(2009年)。
 - 「『行政法解釈学』の目指すもの」書齋の窓584号16-22頁(2009年5月号)
 - 「裁判による政策の実現- 厚遇裁判, ネズミ捕り訴訟を例に」中央大学総合政策学部編『新たな「政策と文化の融合」: 総合政策の挑戦』(中央大学出版会, 2009年)
 - 「住民訴訟, 住民監査請求の改革(特集 行政事件訴訟法改正の第2ステージへ)」自由と正義60巻8号16-24頁(2009年8月号)。
 - 「対談 官・民対等の新たな租税制度の構築を目指して(上)(下) 官無謬論へ

のアプローチと対等関係の創造」(三木 義一との対談), 税理52巻11号79~91頁(2009年9月号), 同13号129~144頁(9月号)。

- 「地方議会による地方公共団体の賠償請求権の放棄は首長のウルトラCか(上・下)」自治研究85巻8号3~34頁, 85巻9号3~29頁(2009年)。
- 「残業・休日労働に関するいわゆる三六協定の情報公開について(1)(2)」自治研究85巻10, 12号(2009年)。
- 「地方議会による地方公共団体の権利放棄議決再論—学説の検討と立法提案」自治研究85巻11号3~35頁(2009年)。
- 「住民訴訟における住民側弁護士の『勝訴』報酬の考え方(再論)」判時2062号1-10頁(2010年)
- 「地方議会による地方公共団体の権利放棄議決に関するその後の判例等」自治研究86巻3号(2010年)
- 「司法改革の本当の課題(1)~(3)」自治研究86巻4~6号(2010年)

その他の編共著・論文(約450)・判例評釈(約120)など

<http://www.ne.jp/asahi/aduma/bigdragon/>に掲載

以上